会議名称		平成29年度第4回
		杉並区情報公開 • 個人情報保護審議会会議録
日	時	平成29年12月25日(月) 14時00分から16時40分まで
場	所	杉並区役所 第4会議室(中棟6階)
		長谷川会長、阿部委員、石川委員、井上委員、斎藤委員、鹿野委員、柴田委員、
	委 員	三田委員、山﨑委員、横山委員、吉田委員、今井委員、太田委員、大槻委員、
出		小林委員、新城委員、富田委員、佐藤委員、新保委員、水町委員、渡邉委員
席	実施機関	山田在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長、寺井介護保険課長、石森狭あ
者	夫肔懱鬨	い道路整備担当課長、土肥野みどり公園課長、土田国保年金課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、
		馬場情報政策課長
傍	聴 者	0名
配		・資料1 平成29年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
布	事 前	・資料2 平成29年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
資		• 資料 3 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項
料	当日	・会議次第

# 【会議内容】

- 1 平成29年度第3回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議	結果
報告第 21 号	高度困難事例への対応支援に関する業務の登録について(新規)	報告	了承
諮問第 12 号	高度困難事例への対応支援に関する業務の本人以外からの個人情報の収	決	定
	集について(新規)		
諮問第 13 号~	高度困難事例への対応支援に関する業務の目的外利用について(新規)	決	定
諮問第 55 号	〔被目的外利用業務:生活困窮者に対する自立支援に関する業務外42業務〕		
諮問第 56 号	高度困難事例への対応支援に関する業務の外部提供について(新規)	決	定
諮問第57号	高度困難事例対応支援システム(小型)に記録する個人情報の項目について	決	定
	(新規)		
報告第 22 号~	生活困窮者に対する自立支援に関する業務外42業務の登録について(追加)	報告	了承
報告第 64 号			
諮問第 58 号~	生活困窮者に対する自立支援に関する業務外42業務の目的外利用につ	決	定
諮問第 100 号	いて(新規)		
	〔被目的外利用業務:高度困難事例への対応支援に関する業務〕		
諮問第 101 号	介護保険事務処理システム(中央)に記録する個人情報の項目について(追加)	決	定
諮問第 102 号	介護保険給付業務補助システム(小型)に記録する個人情報の項目につい	決	定
	て(新規)		
諮問第 103 号	地理情報システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決	定

狭あい道路拡幅整備事業に関する業務の登録について(追加)	報告	了承
地理情報システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決	定
地理情報システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決	定
国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について	決	定
(再実施)		
介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(再実施)	決	定
住民情報系システム再構築にかかる外部データセンターの利用について	決	定
社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の登録について(追加)	報告	了承
社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の	報告	了承
登録について(追加)		
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	報告	了承
法律」による情報連携のための外部結合を行う業務と対象の特定個人情報		
の自治体中間サーバーへの記録について		
	世理情報システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規) 世理情報システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規) 国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について (再実施) 介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(再実施) 主民情報系システム再構築にかかる外部データセンターの利用について 社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の登録について(追加) 社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の 登録について(追加) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律」による情報連携のための外部結合を行う業務と対象の特定個人情報	他理情報システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規) 決 他理情報システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規) 決 国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について 決 (再実施) (再実施) (再実施) 決 主民情報系システム再構築にかかる外部データセンターの利用について 決 社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の登録について(追加) 報告 社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の 報告 登録について(追加) 報告 社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の 報告 とはこれにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 報告 法律」による情報連携のための外部結合を行う業務と対象の特定個人情報

会長	本日は年末の御多用の中、当審議会へ御出席いただきありがとうございま
	│ │す。それでは、ただいまより、平成 29 年度第4回杉並区情報公開・個人情報
	  保護審議会を開会いたします。始めに、本日の出欠状況について事務局からお
	知らせ願います。
情報・法務担当部長	今、お一人お見えになっておりませんが、本日、欠席の御連絡はいただいて
	おりません。以上です。
会長	それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配り
	│ │してあるように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議を
	│ │してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日は報告・諮
	   問事項が大変多いので、委員の方々の御協力を是非ともよろしくお願いいたし
	ます。
	それでは、資料1の平成 29 年度第3回の会議録についてです。まず、事務
	   局から修正や補足がある場合はお願いします。
情報政策課長	特段ございません。よろしくお願いいたします。
会長	それでは、委員の皆様から前回の会議録について訂正箇所、御意見等ござい
	ましたらお願いいたします。
	特にないようですので、平成 29 年度第3回審議会の会議録については確定
	とさせていただきます。
	次第3の報告・諮問事項の審議に入ります。それでは、情報・法務担当部長、
	諮問文の読み上げをお願いします。
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げて会長に渡す。
会長	ただいま、情報・法務担当部長から諮問文をお受けいたしました。
	それでは、始めに報告第 21 号及び諮問第 12 号から諮問第 57 号と報告第 22
	号から報告第64号及び諮問第58号から諮問第100号について、事務局から説
	明をお願いします。
	報告第 21 号、諮問第 12 号~57 号
	報告第 22 号~64 号、諮問第 58 号~100 号
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について、何か御質問はございますか。
委員	報告第21号では、在宅医療・生活支援センターが平成30年度から新しくで
	きるということですよね。私たち障害者も高齢化に伴って親子ともに高齢にな
	り、親が認知症を患う場合もあります。今回の生活支援は、そういった子や高
	齢の親が対象になるのでしょうか。またその場合は、直接この在宅医療・生活
	支援センターへ相談に行ってもよろしいのでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	認知症で高齢の親と障害のあるお子さんと同居の家族の支援は、こちらの高
ター開設準備担当課長	度困難事例対応の対象となる事例ですが、最初の相談窓口としては、すまいる
	や障害者施策課、高齢者部門のケア 24 で承り、その後、事例の複合化、複雑
	化の内容によってセンターに相談が上がるという想定で検討しております。
委員	まだ、在宅医療・生活支援センターが設置されていないということなので、
	私も部外者ですが、高齢者の相談にケア 24 に行き、本人はサービス支援計画
	を作っている事業所で対応していると思うのです。そういうところから在宅医

	療・生活支援センターに相談が上がるということはありますか。別にこちらが
	動かなくても相談案件として上がっていきますか。
在宅医療・生活支援セン	ケア 24 に相談していただいて、相談事例が、こちらのセンターに上がって
ター開設準備担当課長	くることを想定しております。
委員	11ページの支援会議等のイメージ図です。まず、上の黒枠の「緊急性の判断・
	│ │初期対応」 については、この項目でもう十分だと思いますので賛成いたします。
	ただ、その2つ下の第1回支援会議ですが、この文章を読むと、相談機関、関
	係機関だけが専門的な助言をもらって、本人や家族への説明や同意がないま
	ま、当人たちをないがしろにしたシステムが出来上がるのではないかと心配し
	ています。
	特に、障害をお持ちでもある程度動ける方は、主治医に良くなっていると話
	していることが多く、主治医もその意見だけをもとに障害等級を決めてしま
	う、という話が結構聞かれます。本人や家族の意見を聞いた上で、支援の内容
	を決める体制がとれるようには、この文章では確認できないので、御説明いた
	だきたいです。
在宅医療・生活支援セン	この支援会議ですが、参加者は相談機関、関係機関のみを想定しております
ター開設準備担当課長	ので、このような表記になっております。本人や御家族の御意見は、相談機関
	がそれぞれ本人と御家族に関わっている事例も多いと思いますので、そこでし
	っかり確認を取って、この支援会議内で御意見をみんなで議論していくという
	ことを考えています。
	また、専門家の支援ですが、精神科医、弁護士等の参加を考えておりますが、
	こちらも診断を決め付けてしまうというよりは、支援者がより良い支援や関わ
	りができるようにという視点で、助言をいただく予定ですので、診断を決め付
	けるという想定ではありません。
委員	2ページの個人情報登録票です。個人情報の収集方法の中で、「本人」と「本
	人以外」とありますが、この「本人以外」とは個人のみでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	こちらの支援対象者の本人及びその関係者というのは、家族と親族、例えば
ター開設準備担当課長	同居の家族、親族でも世帯のキーパーソンになるような御親族がいる場合はそ
	ういうことも想定しております。
委員	その場合、収集した個人情報について、例えば、収集側が流出等の事故を起
	こした場合は、誰に対して責任を負うのでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	この責任の所在ということでよろしいでしょうか。
ター開設準備担当課長	
委員	万一、事故を起こした場合、誰に対して責任を負うのか。本人なのか、個人
	情報を提供した本人以外に対してなのかということです。
在宅医療・生活支援セン	想定しているのは本人及び個人情報を提供した本人以外に対して責任を負
ター開設準備担当課長	わなければならないかと考えております。
委員	そうすると、本人と本人以外のこの2人の関係については、特段、収集側は
	関与せずということでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	失礼いたしました。本人と本人の家族に関する関係についても、しっかり確
ター開設準備担当課長	認をしていきたいと考えております。

委員	42 業務は、ほぼ福祉全般にわたっています。障害者虐待防止はあるのですが、
	高齢者虐待防止や児童虐待防止という言葉はないのですが、特定妊婦の情報
	や、高齢者の施設側も含めた高齢者虐待防止の取組の情報は集める予定がある
	のか、この 42 業務のどこに入っているのか教えていただきたいです。
在宅医療・生活支援セン	先ほどの御質問の高齢者虐待防止法、児童に関する虐待防止法も含めて想定
ター開設準備担当課長	しております。どこに入っているのかと申しますと、2ページの「生活状況等
	の情報」の中の、例えば「問題行動」というところで読み込んでおります。
委員	特定妊婦はいかがでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	失礼いたしました。特定妊婦に関する情報も扱っていこうと思っております
ター開設準備担当課長	が、その上の段にある「保健指導の状況」というところに加えております。
委員	あとは、認知症に関する情報は、どこの業務が担当と理解すればよろしいで
	しょうか。
在宅医療・生活支援セン	認知症に関する業務は、3ページですが、高齢者在宅支援課の高齢者生活支
ター開設準備担当課長	援サービスに関する業務でございます。
委員	成年後見制度も同じ意味合いでよろしいでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	成年後見制度における業務については、同じページの上から3行目です。保
ター開設準備担当課長	健福祉部管理課等の「成年後見制度に関する区長の審判請求手続」という所に
	盛り込んでおります。
委員	先ほど、障害を持たれている方の親が認知症の場合も困難事例の対象となっ
	ておりました。実際に高度困難事例は、区として定義を持って、対象を明確に
	決めているということだと思うのですが、それはどれくらいあって、ほかにど
	ういう事例があるのでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	定義といいますか事例に関しては、今質問にありました高齢の両親と障害の
ター開設準備担当課長	疑いや障害の可能性があるお子さんと同居していて、支援が必要であり、多機
	関が関わるような事例を想定しております。
	定義としては、検討チームで検討した今のところの定義ですが、複数の分野
	の行政機関が関係する事例や、事例を構成する要素に社会的な問題や経済的な
	問題という様々な背景がそれぞれ関連し合っている事例、また、事例の解決に
	多大な時間や複数の機関間の調整が必要である事例を想定しております。事例
	数に関しては、まだ始まっておりませんので、関連機関に想定で出していただ
	いた事例数ですが、今のところ約100事例くらいではないかと聞いております。
委員	その事例を担当の部署が判断してセンターに相談することになるというこ
	とでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	事例の定義は大まかに定めているものなので、まずは担当の相談機関から判
ター開設準備担当課長	断して上げてもらうということを想定しております。
委員	そうすると、今回の新たなシステムの中で個人情報を扱う場合は、困難事例
	だと担当の部署が判断してセンターに相談を上げたときに、個人情報として情
	報が来るという形になるという認識でよろしいでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	そのとおりです。
ター開設準備担当課長	
委員	あと、規模で対応件数が年間約100件となっておりますが、まだ困難事例が

	これから増えるかもしれないというところでの一定の想定だと思いますが、実
	際に今もう困難事例だと判断されて、各部署でどのように対応したらいいのか
	という段階で止まっている事例が発生していると思うのですが、どれくらい発
	生しているのか把握されているでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	実際の数字は、先ほど事例数を想定で上げていただいた事例しか把握してお
ター開設準備担当課長	りませんが、各相談機関の係長等にお話を聞くと、様々な事例を抱えていると
	いうことは聞いております。ただ、それぞれの相談機関も関係機関と調整しな
	がら対応している事例も多く、そこから困難になっていったり、複雑な問題で
	関係機関との連携が困難になってきて、また上がってくるということなので、
	流動的に動いているということで聞いております。
委員	私もいろいろ相談を受けて、様々な部署、分野にまたがる場合や、御当人が
	大変な思いをされているということもあるので、こういうセンターが出来ると
	いうことはいいことなのだと思います。実際に6、7ページの電算入力記録票
	のデータの項目を見てみると、こういう事例は、いつ相談が発生して、いつ相
	   談が終了したと行政側が判断したのかという日付を、しっかり持っていないと
	   管理できなくなっていくと思うのですが、日付の項目をさっと見ると、生年月
	  日は個人情報で動くものではないですし、あと、6ページの項目8で住民年月
	  日が日付の項目としてあるのですが、これが相談発生終了を判断する項目なの
	かどうなのか、名前からはよく分からないです。ほかの所で言うと、日付の項
	目が見当たらないのですが、そういう相談の発生、完了という管理をする項目
	があるのかどうなのか、ここに記載されていないだけで本当はあるのかという
	ことと、この住民年月日というのは何なのか教えていただけますか。
在宅医療・生活支援セン	相談が上がった日付やそういうものは、項目 63 番の「進行管理の状況」と
ター開設準備担当課長	いう所で、相談が上がった日、また、こちらのセンターの支援の終了日という
	ところは、しっかり記録していきたいと考えております。あと、8番目の住民
	年月日については、杉並区に住民票の登録があった日ということで想定してお
	ります。
委員	項目に関連して、7ページの37、38番で、「容姿・風貌」、「趣味・し好」と
	いう項目があります。「趣味・し好」まで必要なものなのか、個人情報として
	相談をするために取得が必要な項目なのでしょうか。あと、「容姿・風貌」と
	いうと、これはデジタルに置き換えるには大変難しい言葉で表現をしなければ
	いけないというものです。記録する人によって左右されてしまうものであり、
	その個人を第三者が勝手に評価してしまう内容になりかねないものです。こう
	いう「容姿・風貌」というところを個人情報として記録していくということが
	適切なのかどうか少し疑問なのですが、その辺りは、37、38番の項目について
	はどのように判断されているのでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	「容姿・風貌」に関しては、支援のために必要な中身として書いております。
ター開設準備担当課長	例えば、認知症の方で、生活状況でいろいろと、季節に関係ない服の選択をし
	てしまう、髪が伸び過ぎてしまう、清潔な状況が保てない等、少し「身体状況」
	とかぶるところはありますが、そういうことで、客観的に見ても支援が必要だ
	と判断するという話のときに関係があるかというところで示させていただい

	ており、そういう例を考えております。
	あと、「趣味・し好」に関しては、支援者が介入する際に信頼を抱いてもら
	えるよう、その方が長年好きであったものなどから会話のきっかけを得たり、
	就労の問題で就労支援の話につながったりと、いろいろな場面で必要になって
	くることを想定して記載しております。
委員	あと、こちらの個人情報の記録は、どれくらいの期間保存されていくものな
	のでしょうか。また、その期間が切れた後、どのように対応されるのか確認さ
	せてください。
在宅医療・生活支援セン	基本は5年間の保存年限を考えております。また、在宅医療・生活支援セン
ター開設準備担当課長	ターは、相談機関、関係機関の後方支援を行う所と考えており、支援の期間は、
	   先ほどの事務フローにも小さく書いておりますが、6か月程度を1つの目標と
	定めて支援方針や計画を立てていきたいと考えており、個人情報に関しては5
	年間ということで、状況が変わったら、また再び支援をしていくことのできる
	体制を整えていくことで考えております。
委員	今回、このセンターの組織体制は何名と考えられているのか、そのうち、こ
	のシステムを実際に扱う人数はどれくらいなのか。それと、今回、センターで
	は 43 のほかのシステムと連携するということですが、実際にセンターの人た
	ちが 43 のシステムからデータをもらってくるのか、それとも、今回のこの支
	援に関する業務のシステムとしては、各部署から上がってきたデータしか扱わ
	ないのか、どちらなのか教えてください。
在宅医療・生活支援セン	在宅医療・生活支援センターの職員の人数に関しては、今、所要人員等を計
ター開設準備担当課長	画している時期なので、詳細はお伝えできませんが、相談機関の後方支援をす
	る部署と考えておりますので、専門職と福祉職の配置を考えていることと、支
	援会議の中で精神科医の先生や弁護士等の支援も考えておりますので、そうい
	う先生たちの支援は、先生たちに報償費で来ていただき支援会議に参加してい
	ただくということを考えております。あと、データに関してですが、相談機関、
	関係機関からのシステムのデータを扱うというものではなくて、各部署から上
	がって来た情報から個人情報を収得するということです。
会長	今の保存期間について、5年間というお話ですが、始算時はどこになるので
	しょうか。5年の始まりはどこになるのでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	センターの支援が終了してから5年間ということで考えております。
ター開設準備担当課長	
委員	6ページの記録の項目の中の16、17、19の「収入等の状況」、「資産の状況」、
	「債権・債務の状況」とありますが、これは個人が御自身で申告をされたもの
	を書かれるのか、若しくは様々な調査機関等を使って、そこまで立ち入って調
	べるものであるのかをお聞きします。
在宅医療・生活支援セン	関係機関や相談機関からの情報で把握をしていくということで考えていま
ター開設準備担当課長	すので、こちらのセンターが調査するということは想定していません。
委員	そうすると、今は様々な信用情報、例えば一般の方がどこでどのようなロー
	ンを組んでいるとか、何々銀行にどのような借入金があるなどということもネ
	ットワークにされていて、調べることが可能になっていますが、そういうもの

	も含めて積極的に把握をしていくということですか。
在宅医療・生活支援セン	積極的な把握はする想定はございません。ただ、高度困難事例の方の多くに
ター開設準備担当課長	経済的に生活が困難な事例なども想定されますので、この方が生活していける
	のかどうかというような収入の状況を、関係機関から確認するということを想
	定しています。
委員	あと、先ほど他の委員からもありましたが、例えば、7ページの項目 61 の
	「主義・主張」というのは非常にセンシティブな内容だと思いまして、それこ
	そ第三者の聞き取り方によっていろいろな解釈が取れますし、そこについては
	どういうものでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	項目 60 の「要望・苦情の内容」と少し類似しているぐらいの想定です。暮
ター開設準備担当課長	らし方や考え方を参考にするというところで「主義・主張」ということで想定
	させていただきました。
委員	それは、やはり積極的に何々に反対であるとか、何々の考え方に賛成である
	とか、個人の心の部分までかなり立ち入って情報を聞くこともあり得るという
	ことですか。
在宅医療・生活支援セン	そういったものではなくて、どのように生活をしていきたいかとか、入院を
ター開設準備担当課長	したくないであるとか、施設に入りたくない、入りたいなど、生活上どういう
	暮らしをしたいかというような要望であったり主義であったり、主張であった
	りということを考えています。
委員	もしそうであるならば、表現的にちょっとストレートすぎないかなと思いま
	す。今このことを議論している私たちであれば、今の主管課からのお話を伺っ
	てある程度理解はできますが、様々な方が使うデータとしては、例えば政治的
	に使われるなど誤解を招くようなことがあっては問題があるかと思いますの
	で、この「主義・主張」の詳細を括弧書きで明記しなければならないと思うの
	ですが、そこはいかがですか。
在宅医療・生活支援セン	御意見を取り入れまして、追加項目として記載していきたいと思います。
ター開設準備担当課長	
会長	今、委員がおっしゃったように、「主義・主張」という言葉だけだとちょっ
	と違った意味合いに取られる可能性があるので、その辺をちょっと御考慮いた
	だきたいという感じがします。ほかに御質問はございますか。
委員	4ページの目的外利用記録票の目的外利用をした理由の箇所ですが、「地域
	の相談機関への後方支援等をするため」とありますけれども、この「等」とは
	どのようなことを想定されていますか。
在宅医療・生活支援セン	こちらで定義をさせていただいた後方支援というものの中に、計画の決定の
ター開設準備担当課長	ための支援会議の運営、計画の進行管理、そして必要時の支援対象者への支援
	があります。後方支援の中に場合によっては相談機関と同行訪問をするという
	ような支援も想定していますので、そこで後方支援の所に「等」を付けさせて
	いただいたということです。
委員	最後に1点だけ確認をさせていただきたいのですが、このセンター自身の先
	ほどの体制がちょっと気になっています。配置の関連で言えないということで
	すが、区の職員がそこにしっかりと配置されるというようなことで判断をして

	よろしいのでしょうか。
在宅医療・生活支援セン	区の職員が配置される予定です。
ター開設準備担当課長	
委員	支援や助言を多くする機関になりますので、その点ではかなりの技術や能力
	などということが問われる機関になるかと思います。地域の相談機関に、先ほ
	ど「等」という規定もおっしゃっていましたが、ここに書かれている「等」は、
	主治医なども含めて想定をされているのかどうか、その点を確認いたします。
在宅医療・生活支援セン	個人情報の収集に関する外部の機関として、医療機関等も想定をしていま
ター開設準備担当課長	す。相談機関から医療機関の情報を聞いて、その情報をこちらで検討すること
	もあろうかと思います。
会長	質問を打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	それでは質問は打ち切らせていただきます。御意見のある方はどうぞ。
委員	諮問第 12 号から諮問第 100 号までについて、意見を述べさせていただきま
	す。今回、収集される情報は「容姿・風貌」、「趣味・し好」等々、個人のセン
	シティブな部分に強く関わる情報が収集されるということで、実際に同行訪問
	もするとなると、紙に打ち出して持ち歩いたりする可能性もあるのかと思いま
	す。そういう意味では、情報漏えいということが絶対にあってはならないよう、
	意識していただきたいと思います。また、先ほど他の委員や会長からもありま
	したが、「主義・主張」は項目として、やはり不適切だと思いますので、項目
	変更若しくは括弧書きでの注意書きをするなど、このシステムを扱う人たち
	に、思想や信条などを記載するものではないのだと、支援のための情報の収集
	なのだという認識をしっかりと持ってもらえるように、内部で意思統一をして
	いただきたい、ということを意見として加えさせていただき、賛成とさせてい
	ただきます。
委員	対応支援は非常に充実したものになるかと思いますので、本諮問に関しては
	了承という立場で意見を申し上げます。 2 ページの個人情報登録票の情報収集
	の方法の、本人以外についてのところで、関係性というのを明記する必要があ
	るのではないかと思います。先ほどの回答の中で家族等とありましたが、第三
	者であっても、例えば代理権限を有している方や、そういったことも想定され
	ますので、そこは明記をしていただきたいと思います。
	目的外利用記録票の4ページの「理由」についてですが、重要な個人情報を
	本人同意以外で利用するわけですから、目的外利用をした理由はやはりもう少
	し明記したほうがよろしいのではないかと意見をさせていただきます。
会長	ほかに御意見はございますか。ないようですので、今意見があったことを踏
	まえて対処していただきたいと思います。報告第21号及び報告第22号から第
	64 号は了承、諮問第 12 号から諮問第 57 号、及び諮問第 58 号から諮問第 100
	号は決定とさせていただきます。
	次に、諮問第101号、第102号について事務局から説明をお願いいたします。
	諮問第 101 号、第 102 号
情報システム担当	諮問第 101 号の案件について説明する。
課長	

情報政策課長	諮問第 102 号の案件について説明する。
会長	ただいま説明がありましたが、御質問のある方はどうぞ。
委員	諮問第 101 号の介護保険料賦課・徴収に関する業務から確認をさせていただ
	きます。規模で該当者が現在約600人、平成28年度9月末実績とありますが、
	具体的にどのようなケースの方が多いのか分かりますでしょうか。というの
	は、事務事業の概要の内容の欄に被災地の防災集団移転促進事業や土地収用に
	よると記されているのですけれども、実際に集団移転促進事業などというのは
	杉並区ではそれほどないのかなと思うので、この600人というのは一体どうい
	った方々が多いのか教えていただければと思います。
介護保険課長	土地、住宅の売却をされる方々で、多くは自宅の売却であると認識しており
	ます。
委員	本人の責に帰さない場合があるから控除を受けられるということで、一般的
	な自宅の売却だときっと控除はされないのですよね。
介護保険課長	こちらの特別控除ですけれども、様々なケースに応じて控除することができ
	るようになっています。土地収用や特定土地区画整備事業の関係、そのほかに
	農地であったり、長期で 10 年以上住んでいた住宅を売却した場合も、控除が
	受けられるとなっておりまして、そういった特別控除についても全て該当する
	というようなことになっております。
委員	分かりました。規模が600人ということで、今後も大体600人ぐらい発生し
	ていくと判断をされて、ここに記載をされていると思います。今回、新しく2
	項目追加をされますが、4月1日から項目の追加が行われた場合、対象となる
	約600人のデータは、4月1日からシステムに導入するのか、それとも今後発
	生したごとに1人ずつ打ち込んでいくのか、どうなのでしょうか。
介護保険課長	保険料賦課については、基準日が4月1日となっていますので、その当該年
	度の保険料賦課のときに、前年度にそういった特別控除がある方については、
	保険料に反映させていくという考え方になっています。
委員	システム的な問題で項目追加をして新システムがスタートするときに、いわ
	ゆるデータ移管が一括して行われるのか、それとも、その後の夜間のバッチ処
	理などで自動的に処理を行うのか、若しくは1人ずつ発生した段階で打ち込ん
	でいくのかと思うのですが、結局どうなるのでしょうか。
介護保険課長	その年度の保険料の賦課の基準ということになりますので、基本的には一括
	で行われます。
委員	データ移管をするということですか。今回、項目が追加されて新しいシステ
	ムがスタートするわけですけれども、スタート時点でのデータというのは、こ
	ちらで作ったデータに置き換えるのか、それともバッチ処理などでデータ更新
	が行われるのか、どうなのでしょうか。というのは、データの移管作業が発生
	するとそこでデータが結構抜け落ちたり、別な個人に対して間違ったデータを
	載せたりなどという不手際が結構発生するので、すごく重要だと思うのです
	が、どうなのかと思いまして。
事務局	基本的にはバッチの処理を想定していますが、対象者の特定、フラグ等を立
	てて間違いがないよう、処理に正確を期したいと思っております。システムの

	開発部分につきましては、構築していく仕様の中で、そういったところを考慮
	していきたいと考えております。
委員	データ移管をするのではなく、システムの処理の中で新しい項目にデータが
	入っていくという認識ですね。分かりました。
	諮問第 102 号の介護保険給付に関する業務についてですが、今回、新規で電
	算入力が行われるということで、実施予定日が平成 30 年1月1日ということ
	は、年明けから開始するということですよね。この審議会から1週間後に開始
	するということで、ちょっと期間的に急すぎないかと思いました。せめて 10
	月に行われた前回の第3回審議会で諮問はできなかったのでしょうか。という
	のは、何かここで変更をしなければいけないという話があったときに、すぐに
	対応できるのかという疑問があるのです。諮問をする時期というのはこの日程
	でいいのでしょうか。
介護保険課長	このシステムは中央電算ではなくて小型電算です。エクセル等で簡単に作れ
) I HE PRINCE	るものと考えていますので、このタイミングでも承認いただければすぐに作れ
	ると考えています。
	あと今回、規模としては様々な場合のデータがあって、それぞれ足し合わせ
	ると約1万件ほどになるのかと思うのですが、こちらの1万件のデータという
	のは今後、1件1件受付をやって、新しく受け付けたものを1件1件登録して
	いくというイメージで最大1万件を想定しているのか、それとも今まで受け付
	けたものについてもスタートのときから、この小型のエクセルにデータを全て
	載せていくという認識なのか、どうなのでしょうか。
介護保険課長	この小型のシステムは、主に受け付けたものの進捗状況や引き抜き等に使う
71 827117518172	ものです。これまで受付をしたもので現在進行中のものは入力をしますけれど
	も、今後は出てきたものを1件1件入力していきます。償還申請受付管理につ
	きましては 6,000 件とありますけれども、月 500 件、1 日 25 件程度ですので、
	その都度入力をしていくものと考えております。
委員	ということは、1万件のデータ移管があるわけではなく、今後発生したもの
	  について追加していくということですね。ちなみに、紙の受付簿や台帳とあり
	ますが、こちらの管理は今後どのようになっていくのでしょうか。
介護保険課長	保存年限が5年のものがほとんどですので、5年たったら廃棄をしていくと
	考えています。
委員	受付のときに今後も紙で受付を行っていくのか、紙で台帳管理も行っていく
	のかというところが聞きたかったのですけれども。
介護保険課長	完全にシステムに移行をしますので、紙のものは存在しなくなります。
委員	12ページの諮問第 101 号です。土地収用等における特別控除というのを記録
	すると私は理解していたのですが、先ほど長期の居住用資産の特別控除という
	のも対象だというお話を伺いました。ということは、この租税特別措置法に定
	められている特別控除に関しては、全て対象になるということなのでしょう
	力。
<u> </u>	
介護保険課長	委員のおっしゃるとおりです。

	理解しているのですが、当然そこで控除後の金額というのは出るのですけれど
	も、なぜこの特別控除の金額というのが必要になるのでしょうか。
介護保険課長	介護保険料について、特別控除前の合計所得金額を用いて保険料を算出して
	いたのですが、今回、政令により、特別控除の額を控除したもので保険料算定
	   をする必要がありますので、特別控除の額が必要になるということです。
会長	ほかに御質問はございますか。
	特にないようですので、御意見のある方はどうぞ。
委員	まず諮問第 101 号の介護保険料賦課・徴収に関する業務についてです。基本
	的には賛成という立場なのですけれども、新規で項目追加をするということ
	で、この間にほかのシステムで別の人の保険料が載ってしまったというような
	事例も発生しています。システムスタート時に検証をしっかりと行って、別の
	人のデータが載らないよう、しっかりと対応をしていただきたいという意見を
	添えて、第101号については賛成といたします。
	第 102 号の介護保険給付に関する業務ですが、小型ということでエクセルを
	利用して管理をされるということですけれども、大きなデータですと大体1万
	件の管理になるというのが想定されておりまして、エクセルでの入力というの
	はえてして、別のセルに入力するなどということが結構発生しやすいもので
	す。入力の間違い等々が発生しないよう、対応をしっかりと取っていただくと
	いうことを意見として付させていただき、賛成としたいと思います。
会長	ほかに御意見はございますか。ないようですので、諮問第 101 号、諮問第 102
	号は決定とさせていただきます。
	次に、報告第65号、諮問第103号から諮問第105号について、事務局から
	説明をお願いいたします。
	報告第 65 号、諮問第 103 号~105 号
情報政策課長	案件について説明する。
会長	今の説明について、御質問のある方は、どうぞ。
委員	諮問第 103 号の要望・苦情処理に関する業務、17 ページです。こちらも、実
	施予定年月日が平成 30 年1月1日と、今日の諮問の審議会から1週間後とい
	うことで、かなり急な諮問なのかなと受け止めております。これは諮問第 104
	号も諮問第105号もそうなのですが、前回の審議会への諮問というようなこと
	にはできなかったのでしょうか。なぜ、1 週間前という急なスケジュールだっ
	たのでしょうか。確認させてください。
狭あい道路整備	こちらについては、特に新たにシステムを作るということではなく、ただデ
担当課長	ータを入力していくということになりますので、時間的にはこのタイミングで
	十分かと判断したところです。
みどり公園課長	こちらについても、既に運用している部分もありますので、それに連動させ
	ていくというところで、このように判断をさせていただきました。
委員	18ページの電算入力記録票で、記録年月日が平成30年のあと、月日の所が
	空欄になっています。同じように、21ページの電算入力記録票も、記録年月日
	が同様で、23ページも同様です。他の諮問を見ると、この記録年月日は、きち
	んと日付、月日が入っているのですが、こちらを空欄としたのはどういった理

	由があるのでしょうか。
情報政策課長	大変失礼いたしました。1月1日です。申し訳ございません。
委員	では、1月1日と書き込んでおけばいいということですね。了解いたしまし
	た。それから、要望・苦情処理に関する業務のほうで、電算入力記録票で1~
	5まで要望・苦情者の氏名や住所があるのですが、要望・苦情が発生した月日、
	また対応した月日など、そういった日付の項目がないと管理が大変になるので
	はないかと思うのですが。その辺りは、どのように考えていらっしゃるのでし
	ょうか。
みどり公園課長	こちらについては、「要望・苦情の内容」、あるいは「要望・苦情処理記録」
	の中での項目と捉えています。
狭あい道路整備	同様です。
担当課長	
委員	次に諮問第105号についてですが、22ページの公園台帳に関する業務です。
	内容のほうで、今まで公園の占用については申請を許可した後に、申請書をF
	AX等で公園管理事務所に送っているとしていたものが、今後は「すぎなみま
	っぷ」に取り込み、一元管理、共有していくということで、FAX送信などは
	なく、パソコンで「すぎなみまっぷ」を見て、申請の有無を確認していくとい
	うことでしょうか。
みどり公園課長	基本的にはそうですが、こういう意見が出されているということについて
	は、事前に電話などでお知らせをして、遅くならないように対応を講じていき
	たいと思っています。
委員	ということは、個人情報が書かれていたFAXの紙が、今後はなくなると認
	識してよろしいのですね。
みどり公園課長	そのとおりです。
委員	諮問第 103 号ですが、これは諮問第 105 号にも関わるのですが、セキュリテ
	ィ対策の所で「操作する職員を必要最低限の範囲」というような書かれ方をし
	ています。この、必要最低限の範囲というのは、どのような基準なのでしょう
	か。ちょっとイメージができないので、その点を教えていただければと思いま
	す。
狭あい道路整備	実際に要望を受ける職員、それから要望を対応していく職員というところ
担当課長	で、必要最低限という表現を使わせていただいています。
委員	つまり、パソコンを操作する職員なのですか。
狭あい道路整備	はい。
担当課長	
委員	それは、何人も職員がいらっしゃると思うのですが、何人にするとかという
	ことではないのですか。
狭あい道路整備	対象となるのは、先ほどお話したものですが、人数としては課内職員である
担当課長	大体 20 名くらいになるかと考えております。
委員	それが必要最低限の範囲ということになるのですね。
狭あい道路整備	そのとおりです。
担当課長	

委員	諮問第 103 号も諮問第 104 号も、非常に関連していると受け止めています。
	関係職員間での一元化や共有化ということで書かれていて、狭あい道路の課題
	は、多分苦情も入る、あるいは要望も入るということで、浮かび上がってくる
	情報もあるのかと思っていますが、その点で、この諮問第 103 号と諮問第 104
	号とのマッチングも必要になるかと思うのですが、その辺りはどのような体
	制、やり方、管理の仕方をお考えになっているのでしょうか。
狭あい道路整備	こちらについては、操作する職員は、どちらのシステムも見られるようにし
担当課長	て、それぞれの情報を把握しながら対応できるというようにと考えているとこ
	ろです。
委員	なかなかイメージが付かないのですが、この狭あい道路は、指導する方、所
	有者の氏名、住所、全て書かれていきますね。この苦情から浮かび上がってく
	る情報というのは、担当所管、あるいは職員がどのように共有するのですか。
	それとも全く別部門として考えているということなのですか。どちらも狭あい
	道路に関するものだという規定がされていますので、それぞれマッチングが必
	要なのかと考えて聞いているのですが。
狭あい道路整備	どちらか片方だけでシステム管理をしていくということではなく、操作する
担当課長	職員は重複するというようなことで考えていただければと思います。
委員	諮問第 104 号についてお伺いいたします。19 ページですが、この狭あい道路
	の様々な情報、要望・苦情等の対応にということで理解しています。道路の中
	心から2mセットバックするということですが、この2mセットバックが単純
	に道路の中心なのか、それとも一方後退なのか、若しくは、その辺りが不明確
	なまま、お互い住民同士が様々な御意見を言いながら、それぞれ出っ張ってし
	まっている場合など様々な場合があり、誰かの責に帰さない場合等もあるので
	す。そうすると、誰に対しての苦情なのかというのが、地域間で曖昧な場合も
	あると思いますが、ここにはどのように書かれるのかを教えていただきたいの
	ですが。
狭あい道路整備	道路の中心から2mという表記がありますが、これについては一般的な考え
担当課長	方です。中には、先ほど委員がおっしゃったように、一方後退がある場合もあ
	ります。そういったものについては、基本的には事前協議ということで、1件
	1件、こちらのお宅はどのようにセットバックをしなさいというように決めて
	いくことになります。
委員	これは第 42 条第2項の私道ですよね。すなわち、役所が介入できない、民
	民間の話になると思うのです。それは民民間での話し合いだけでなく、ときに
	は調停、裁判にまでもいきかねない場合も中にはあるのかもしれません。そう
	すると、役所がどうこう言えない案件もあると思うと、何が苦情で、何が要望
	なのかが不明確な場合があると思うのです。そういう場合に、一方の意見だけ
	が載ってしまっては、公平性を欠く場合もあるかと思います。その意味で、今、
	質問させていただきました。
狭あい道路整備	対象とする2項道路については、私道に限らず区道もあります。区道、私道
担当課長	に限らず、先ほどお話したように、セットバックの位置については、区役所で
	事前協議ということでお話をさせていただいて、1件1件セットバックの位置

	を決めていくというようなことで対応しているところです。
委員	事前協議というのは、どちらかの道路の方が自分の家を建てる場合に発生す
	るわけで、日常的にはこの狭あい道路が自分の家の目の前にあっても、本来、
	事前協議は発生しないわけです。発生しないところでは、現実的には、その狭
	あい道路上にそれぞれ、若しくはどちらかが何か障害物を置いている場合とい
	うのは私も存じ上げております。それに御不満も上がっていることも知ってい
	ます。この場合、事前協議をする必要がないところでの話ですから、民民間の
	問題ということになり得るわけですが、そこで区はどのような対応をされるの
	ですか。
狭あい道路整備	その場所は、過去に協議がある場合もありますので、そういう事例を参考に
担当課長	することや、近隣や少し先の路線でそういった協議があれば、それを参考にし
	ながら後退用地を想定していくことになると思います。
委員	私も相談を受ける場合もあるのですが、片方側だけの意見で、ときには厳し
	い御発言もあります。ただ、あくまでも不確定な情報ですから、積み重なると
	片方だけが悪いようになりかねません。一方的に書くのではなく、丁寧な表記
	で事務のつながりを作っていただければと思います。そこは、大丈夫ですか。
狭あい道路整備	委員お話のとおり、調査については十分行い、判断をしていくというところ
担当課長	で、対応してまいります。
委員	諮問第 104 号、20 ページの個人情報登録票ですが、対象となる個人の範囲の
	中に、土地の賃借権者、いわゆる借地権者というのは対象にはなりませんか。
狭あい道路整備	「その関係者」というところで、支障物件に関係するのであれば、土地を借
担当課長	りている方も対象になる場合もあると考えております。
委員	その場合、他にも地役権者や、物権のみならず賃借権があるわけですから、
	その記載を明記する必要はありませんか。
狭あい道路整備	支障物件にはいろいろなパターンがあると思いますので、その状況に応じて
担当課長	必要な情報を記載していくことになるかと思います。
委員	個人情報の収集ですから、そこはきちんと明記しないと駄目だと私は思うの
	ですが、その点は記載の必要はないということですか。
狭あい道路整備	取扱基準を定め、どういった場合にどのように対応するかを決めていきたい
担当課長	と考えております。
委員	この「すぎなみまっぷ」について、基本的なことをお伺いします。インター
	ネットから、区民あるいは区民以外の方も、この基本的な「すぎなみまっぷ」
	にアクセスすることはできるのですか。
みどり公園課長	できます。
情報政策課長	「すぎなみまっぷ」については、職員間のみの仕様で、「すぎナビ」という
	ものがインターネット上に公開されており、公開情報のみを記載しておりま
	す。
委員	以前ですと、今もそうかもしれないのですが、区役所へ行って、杉並区の地
	図をくださいと言えば、紙に印刷したものがもらえますよね。紙でもらえるよ
	うな地図は今もあって、それに相当するものが、例えば区の管理する所に「す
	ぎなみまっぷ」として電子的に保存されるようになっているのでしょうか。

情報政策課長	印刷されている地図とインターネット上の地図に関連はありますが、全く同
	じものではありません。配布や販売している地図は、また元データが別にあり
	ます。
委員	杉並区役所で区民に渡している紙に印刷した地図、これにもかなり区に関す
	る情報は印刷されていますよね。このGISとの大きな差は何かあるのです
	カ・。
情報政策課長	GISの情報と地図上の情報は、もちろん関連していますが、GISは即時
	更新が可能ですし、紙の情報は印刷時点での情報ですので、全てが一致するも
	のではありません。
委員	17ページの諮問第103号ですが、電算入力の項目の所で、他の諮問では規模
	というものがあるのですが、今回こちらの要望・苦情に関する業務では、規模
	という表記がありません。表記がない理由を教えていただけますか。
情報政策課長	こちらは各課共通となっており、今回は土木管理課とみどり公園課ですが、
	必要に応じて各課においても、要望・苦情を載せていくという案件ということ
	で、共通項目のため特に個別の規模は載せていないものです。
委員	そうすると、今回の諮問第 103 号に関わって、今回の追加、新規で発生する
	ものについては、諮問第104号、第105号で記載されている規模と考えてよろ
	しいでしょうか。
狭あい道路整備	狭あい道路の部分に関しては、実際に要望・苦情をお寄せいただいている方
担当課長	が対象と考えていただければと思います。
みどり公園課長	みどり公園課では、今までの実績に即して、このぐらいのものが想定される
	というところでの規模を記載させていただきました。
委員	そうすると、諮問第104号、狭あい道路拡幅整備事業に関する業務で、電算
	入力の規模なのですが、「支障物件等の設置者及びその関係者」ということで、
	規模と書きながら、これではある意味対象範囲ですね。本来、システムを扱う
	ときに個人情報が何件ぐらいここに記載されていくのか、入力されていくのか
	をここに書くのだと思うのです。そういう意味では、この 19 ページの規模の
	書き方は、ちょっと不適切かなと思うのですが、実際に何件ぐらいの発生にな
	るのかを教えていただけますか。
狭あい道路整備	100 件程度を想定しているところです。
担当課長	
委員	それは、最大で 100 件ということですか。それとも、年間 100 件なのですか。
	前提条件を教えていただけますか。
狭あい道路整備	年間 100 件ということで想定しているところです。
担当課長	
委員	そうすると、データの保存年限等を考えると、最大で何件ぐらいになるので
	しょうか。
狭あい道路整備	最大で 500 件程度を想定しております。
担当課長	
委員	諮問第104号ですが、適切な指導を行うということが書いてあるのですが、
	もし適切な指導を行った上に、違反行為が続いた場合には、罰則規定はあるの
L	

	でしょうか。
   狭あい道路整備	狭あい道路の拡幅に関する条例に基づいて行っている事業でございまして、
担当課長	そちらに支障物件については命令、それから氏名の公表、最終的には代執行と
温当脉及	規定をしているところです。
委員	先ほどの質問の関連なのですが、区内の狭あい道路は、私道、区道があると
	いうことですが、比率は何対何ぐらいですか。
	2 項道路につきましては、区道 191 k mに対して私道が 141 k mとなってい
担当課長	ます。
 委員	区道のほうが多いということでよろしいですね。
狭あい道路整備	おっしゃるとおりです。
担当課長	
委員	狭あい道路でみどり公園課にお願いするときは、ほとんど写真データ、写真
	を撮ってそのまま送って、こういう状態ですというようにして処理をしてもら
	うのですけれども、そういう場合の大本の写真というのはどういう処理をされ
	るのですか。
みどり公園課長	そのものによって、PDFだったりとか、あるいは写真データだったりと
	様々ですので、その取り込みは可能です。
委員	PDFでも写真でもそうですけど、要望・苦情の内容が写真データとかPD
	Fなどの画像だった場合ということもありますよね。そうすると、その大本の
	データというのは、入力の中には入らないですよね。
狭あい道路整備	GISでは、画像データも登録できるようになっています。
担当課長	
委員	では、画像で送っても問題ないということですね。
みどり公園課長	公園関係の要望につきましても、どのような状況か等、入力することが可能
	ですので、それも含めて処理できるようになっております。
会長	では、質問を切らせていただきます。御意見のある方はどうぞ。
委員	諮問第104号についての意見を言いたいと思います。今回、狭あい道路拡幅
	整備事業に関する業務ですが、大本となっている条例で、違反した方々に対す
	る氏名の公表や代執行といった項目が条例として記載されておりまして、私は
	やはりやり過ぎだと受け止めております。そもそも狭あい道路の拡幅は必要な
	ことだとは思うのですが、区民の方にしっかりと理解を得て、説明をして、御
	協力をいただくという立場でやっていかなければいけないので、条例としては
	不適切だと考えています。こういった公表や代執行につながるシステム、個人
	情報の収集になると受け止めておりますので、この諮問第104号については反
	対とさせていただきます。
	諮問第 103 号、第 105 号については、賛成とさせていただきます。今回、こ
	ちらのほうの諮問の記録票で、記録年月日の日付が記載されていなかったとい
	うのと、あとは狭あい道路に関する業務では、規模の書き方が適切ではなかっ
	たと受け止めておりますので、今後、諮問をする際には、しっかりとそういっ
	たところをチェックしていただいて、ミスのないよう、書き方が適切になるよ
	うにしていただきたいと思います。このことを意見として申し述べさせていた

	だきます。
<b>禾</b> 巳	
委員	この諮問第104号について、意見を述べさせていただきます。私も討議をさ
	せていただいたところで、区道が約6割、私道が約4割あるということが確認してたけれた。 じょうしょう ローロー・ルー アー・カー・アー・カー・アー・カー・アー・カー・アー・カー・アー・カー・アー・カー・アー・カー・アー・カー・アー・カー・アー・カー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー
	できました。どちらもそうですが、民民間での様々な課題があると思います。
	そこで、今回のこの狭あい道路拡幅整備事業も、杉並区が非常に先進的な試み
	で進めてきたもので、私有財産への課題があったものの、これまで丁寧に進め
	られてこられたという認識があります。その上で、この情報及び要望・苦情処 
	理については、「効率的かつ適切な」対応と書いてありますが、更に「公正」
	という言葉を1文字入れていただいて、情報収集につきましても丁寧な進め方
	を今後もお願いできればと思っております。
委員	諮問第 104 号の内容の所ですが、「災害に強いまちづくりに資するため」と
	いうことで、狭あい道路のことについて触れていますが、諮問第 103 号を見ま
	すと「地図情報システムを導入し地図データの整備に係る重複投資を防ぎ、各
	部局を超えた情報共有への活用」、とも記載があります。これは行政の縦割り
	組織に、ある意味での横串をしっかり入れるということを、地図という1つの
	ツールを使ってできるのかと思います。そして、その地図が、災害や緊急時の
	ときに、狭あい道路が杉並区の地図から全て無くなるということはまず考えら
	れないので、狭あい道路がどこに存在していて、平面の地図であっても、高低
	差も書いてあれば、障害に非常に有効な地図として活用できると思います。今、
	杉並区がやっている「たすけあいネット」をはじめ、災害時に1人では逃げら
	れないという方をどうやって救助するか、登録されている方だけでも1万人を
	超えているわけです。非常に有効なツールとして、庁舎を超えて、消防等と連
	携を取っていただいて、紙ベースでも結構ですから、小中学校に設置されてい
	る震災救援所に、災害時に非常に有効な地図を是非置いていただきたい。それ
	によって1人、2人、いや、何十人、何百人という方が助かるかもしれないわ
	けですから、費用対効果もあるかと思いますけれども、是非御配慮をいただけ
	たらありがたいと思います。
会長	委員から貴重な御意見がありましたが、ほかに御意見はありますか。
	ないようでしたら、報告第 65 号については了承とさせていただき、諮問第
	103 号から諮問第 105 号については決定とさせていただきます。
	次に諮問第10号及び諮問第11号です。この案件は前回の審議会で諮問を受
	けまして、部会で審議を行うことになっておりました。まず、事務局から区民
	意見聴取の結果の報告を受けて、次に部会長のほうから、点検結果の報告をお
	願いします。その後で御質問、御意見をお受けしたいと思います。まず、事務
	局から説明をお願いします。
	諮問第 10 号、第 11 号
情報政策課長	私からは、区民等の意見提出の実施結果及びお配りした資料について概要の
	説明をさせていただきます。その前に、印刷後に発見された資料の訂正につい
	てお願いしたいと存じます。その都度それは申し上げますのでよろしくお願い
	いたします。
	今回は、国民健康保険に関する事務及び介護保険に関する事務、いずれも全

項目評価書に係る重要な変更を加える場合に事前に行うこととしております 特定個人情報保護評価再実施について、諮問をして、11月22日に行われた部 会での審査を踏まえ、本日、答申をお願いするものです。

資料3-1①です。国民健康保険に関する事務、全項目評価書、修正後のものです。こちらの資料につきましては、93ページで修正がありまして、93ページの⑧再委託の許諾方法の四角の中に書いてある内容で、「再委託先における」の「お」が抜けておりまして、入れていただければと思います。

## 委員

何行目ですか。

#### 情報政策課長

再委託の⑧再委託の許諾方法の右の四角に書いてある行の一番下ですが、 「再委託先にける」と書いてありますが、「お」が抜けています。

続きまして資料3-1②ですが、2ページです。修正内容という欄ですが、 ⑧のアンダーラインがある所で「再委託にあたっては」の「にあたっては」に アンダーラインが入っているのですが、その前に同じくアンダーライン付きで 「を行う」を付け加えていただきたいと思います。

次の項目です。資料 3-1 ⑤です。国民健康保険の事務の新旧対照表ですが、 1ページの白抜きになっている法令上の根拠の所です。記載内容が新と旧が逆 になっております。

最後ですが、資料3-2③です。介護保険に関する事務の区民等の意見提出の実施結果ですが、意見提出実績が計1件、延項目が1件とあり、はがき1件となっていますが、「はがき」ではなくて、「意見提出用紙」になります。意見提出用紙に記載されて提出されております。

大変申し訳ありませんでした。修正項目は以上です。

それでは、資料の説明を続けさせていただきます。資料3-1②からです。 資料3-1②は、部会での御意見を踏まえまして、区民等意見提出手続においてお示しした評価書に対する修正の一覧となっております。

資料3-1③ですが、区民等の意見提出の実施結果です。国民健康保険に関しましては、提出された意見はございませんでした。

資料3-1④ですが、第三者点検部会点検用の補助資料ということです。今回、国民健康保険の再実施に至った経緯、また追加・修正した項目とその趣旨をまとめて記載しております。

資料 3-1 ⑤ですが、資料 3-1 ①のもとの評価書に加えた、修正・変更の新旧対照表になります。

続きまして資料3-1⑥ですが、11月22日実施の部会での審査結果について まとめた資料です。

続きまして資料 3-2 ①です。こちらからは、介護保険に関する事務に入ります。資料 3-2 ①は修正後の全項目評価書そのものです。

資料3-2②ですが、部会後に修正した項目です。

資料3-2③と資料3-2④は、区民等の意見提出の実施結果です。こちらは、 先ほど説明しましたように、意見提出用紙を記載の上で、阿佐谷図書館の所に 1件提出がありました。内容は3-2④に記載のとおり、PIAのあり方に対 する一般的な御意見でした。したがいまして、意見に基づく評価書の修正はあ りませんでした。 資料3-2⑤ですが、点検用の補助資料です。今回の再実施に至る経緯、追加・修正した項目とその趣旨をまとめて記載したものです。

資料3-2⑥ですが、部会後の修正を含め、修正した箇所の新旧対照表です。 資料3-2⑦ですが、介護保険に関する事務の全項目評価書に対する部会で の審査結果になります。資料の説明等、区民等の意見提出についての説明は以 上です。

### 会長

ありがとうございました。続いて、部会長のほうから、部会での審議の説明 をお願いします。

#### 部会長

今回は、国民健康保険と介護保険に関する全項目評価書の再実施について、部会で第三者点検を行いました。既に国民健康保険も介護保険も評価自体は完了して、こちらの審議会にも御報告があったかと思いますけれども、この評価というのは、マイナンバーを取り扱うに当たって、どういうリスクがあるのかを事前に検討し、そのリスクへの対策を事前に検討するものです。これによって、何か問題があってから事後的な対応を行うのではなくて、事前の対応を検討するものとして導入された制度となります。ですので、一度やればいいというものではなくて、例えば事務のやり方が変わるとか、あとは、リスク対策というのも、例えばセキュリティ対策に代表されるように、時代によって技術の進展によっていろいろと変化がありますので、そういったことがあった際に、適時に再評価を行っていくということが、法令上義務付けられております。

今回の国民健康保険に関しましては、都道府県のほうで、国保の資格を管理するということに伴いまして、東京都国民健康保険連合会のほうに事務の一部を委託するとなっておりますが、国保連のほうから、実際上のシステム運用等は更に再委託がなされることになりましたので、再委託に関して、適切な対策をどのようにとっていくかということに関して、特定個人情報保護評価として、再評価をしております。修正すべき点は再委託の点なのですが、せっかくの機会ですので、その他誤字等の修正であったり、より正確な表現に改める等を行っております。

続きまして、資料 3-2 のほうは介護保険になります。こちらについては、 再実施に至った経緯としては、もともと杉並区では、条例に基づいて行ってい た事務が、国のほうの法律に基づく主務省令のほうに規定されたということ で、それに伴う変更を行うとともに、あとは国保と同様に誤字脱字の修正や、 より分かりやすい表現、適確な表現に改める修正を行っております。

部会のほうで点検いたしましたが、杉並区の特定個人情報保護評価書を、私は一般公募されているものは見たことはありますが、こちらの審議会委員としては初めて拝見することになりました。基本的にかなり細かく検討されていて、詳細な検討がなされていると思います。ただ、御案内のとおり、かなりの大部にわたる資料ですので、例えば誤字脱字というのはもちろんないほうがいいのですが、やはりページ数が多いということもありますので、再実施の都度、適宜点検をしていったり、例えば平成26年、27年、28年に最初の評価をやっておりますので、時代とともに変わっていく部分というのは、再評価に伴って、適宜再検討していくとよいのではないかと思いました。特に問題は認められないと考えております。

会長	それでは、ただいまの説明について御質問のある方はどうぞ。
委員	1点だけ確認をさせてください。なかなかこの膨大な資料を全部拝見すると
	いうのは本当に困難で大変だったのだろうなと思っておりますが、評価の中に
	「十分である」という評価がほとんどされているのですが、「特に力を入れて
	いる」とかの3つの評価の中で「十分である」という評価になるのですが、こ
	の「十分である」という評価、「特に力を入れている」ということについて、
	他の自治体や他の部門と何か比較をされて、そのような判断をされているの
	か、そうでないのか、その点について率直な疑問なので教えてください。
部会長	事務局のほうで何かあれば補足いただければと思いますが、私の考えを最初
	に述べさせていただきたいと思います。もともと私は国家公務員として、新保
	委員に御指導いただきながら、この評価書の様式を作成するという仕事をして
	おりました。非常に大部の様式になってしまって、読みにくいというのは、各
	   自治体、その他いろいろな方から言われておりまして、大変申し訳ないと思っ
	ております。
	「十分である」、「特に力を入れている」、「課題が残されている」という選択
	   肢については、これは国の内閣府の外局である個人情報保護委員会の委員の先
	│ │生方の意見などを踏まえて、こういう選択肢が入っております。箇条書きで詳
	│ │しく書くことはいいことなのですが、これは評価なのだから、一目で分かるよ
	│ │うな形で選択肢があったほうがいいのではないかということで、そういう趣旨
	で入っているものです。
	- 分かりやすくなっているかというのは、ちょっといろいろ御批判等もあるか
	│ │と思いますが、そのような趣旨で入っています。それに当たって、例えば「十
	  分である」とか「特に力を入れている」という判断基準を国のほうで示すとい
	│ │ うようなことは、特にしておらず、例えば、自治体によっては、ここは本当に
	│ │すごく自信を持って長年取り組んでいる箇所については、「特に力を入れてい
	   る」にすればいいのではないかということを、国のほうでは議論しておりまし
	-   た。また、日本人的マインドというか、全部を「十分である」にする自治体も
	   結構多い場合や、逆に「特に力を入れている」が非常に多い場合というのもあ
	りますので、自治体として、こんなにちゃんとやってます、という宣言文、ア
	ピールがこの評価になりますので、ここは自治体としてこの対策は本当にちゃ
	│ │んと力を入れているのだと、区長名も表紙に書いてありますから、そう言える
	│ │というものについては、「特に力を入れている」にしたら良いと思います。事
	   務局から何かあれば、補足をお願いします。
情報政策課長	部会長のおっしゃるとおりだということで、特段ございません。
委員	ありがとうございました。それから、今回、対照表や制度の中身が、再委託
	という番号システムと再委託との関連性の整理といいますか、その点ではこう
	いうふうに変わったのかということも含めて、勉強させていただきました。
	それから、ちょっと発見をしてしまったのですが、国保の資料 3-1 ①の9
	ページの所で、分からないことを丁寧に書かれているので、本当に勉強になっ
	ているのですが、国保情報集約システムですが、最後のほうの「区市町村との
	委託契約に基づき、国民健康保険連合会」となっているのですが、私は団体連

	合会とこの連合会は違う組織なのかと思って調べようとしていたら、単純に
	「団体」が抜けたものなのかと思ったのですが、その点、もし間違いであれば、
豆 川 ケ 人 钾 F	訂正をしていただければと思うのですが。
国保年金課長	大変申し訳ありません。委員のおっしゃるとおり、国保連のことで「団体」
	という文字が抜けておりまして、本当に申し訳ございません。修正という形に
	なります。
委員	改めて、この第三者点検部会での点検、本当にお疲れさまでした。すごく膨
	大な量で、私も全部目を通せていないのが実情です。今回というか毎回、第三
	者点検を行うとき、すごく膨大な資料が家に届いて、実際には全部見切れずに
	審議会に参加して、参加をしたときに事務局からこの資料の説明をいただい
	て、その場で諮問をしなければいけないので、私にとってはすごくキャパオー
	バーな状況です。それで、期間的なものもあるかもしれないのですけれども、
	こういった分厚い資料が届いた直後の審議会で資料の説明をいただいて、その
	次ぐらいで最終的に諮問をするという判断をするといったように、少し期間を
	置いていただけると、もっとこの内容を確認できると思いますが、そういうこ
	とは難しいのでしょうか。
情報政策課長	そういった意味で、今、専門委員による部会を設けていまして、事前に特定
	の学識経験者の先生方に見ていただいているということで、審査の公正を期し
	ているものです。御指摘のとおり、次回回しでやれば一番いいのでしょうが、
	3か月ぐらい遅れてしまうということになってしまいます。こちらは実施する
	前に必ず評価を受けなければいけないことになっていますので、事務的なもの
	は非常に難しくなるかと考えています。
	期間的な問題はあるとは思いますが、なるべくこれを見る時間があればいい
	のと、一度簡単な説明を受けてから、改めてもう一度中を確認したいという思
	いがあることを受け止めていただいて、資料もなるべく早く届くようにしてい
	ただければと思います。
	内容に入ります。国民健康保険に関する業務のほうで、今回、全項目評価の
	再点検を行う、再委託になるといったところで、私は再委託云々のところがよ
	く理解できていなくて、改めて大枠の概要から説明をいただけると助かるので
	すが、お願いできますか。
	今の点検の面について、確かにこのように大量の資料が、これだけエコを言
安貝	っている杉並区役所でありながら、紙的にはなかなかエコではない分量の資料
	が配られていると思います。ただ、例えばこれを電子化するとか、いろいろな
	選択肢もあるかと思いますが、現状ではセキュリティの面から、電子的なファ
	イルが出回ることについては、非常に機微なセキュリティの情報が含まれてお
	りますので、恐らく現状では難しいと思います。一方で、これを受け取った方
	にとっても、いったいどこから見てよいのかという現実の問題があると思いま
	すので、そのために第三者点検の部会を設けて、第三者点検のメンバーが詳細
	を見ているのが現状です。
	こちらの資料については、中に第三者点検部会の点検用の資料があります。
	これは毎回ほんの数ページで、今回で言うと、例えば資料3-1④と書かれて

	いるもの、このように第三者点検部会で実際に内容を確認する際に、このような資料で内容のポイントを確認しております。また、資料 3-1 ⑤のように、新旧対照表において、どの部分が修正されたのかも確認できるようになっております。再評価の場合に、もう一度一言一句全て読むことは、第三者点検部会でも実際には難しい状況ですから、このポイントで、どのような部分が今回の点検の評価の対象となっているのか、併せて、今回はどの部分が新旧対照表で修正がなされているのかについては、事務局がかなり分かりやすい資料を作成しております。こちらの膨大な資料を1ページずつ確認するのではなくて、この部分について御確認をいただくと、今後はどの部分が修正されているのか、今回の評価がどのような趣旨なのか、御確認いただくときの補助資料としてはよいのではないかと思いますので、その点は是非とも御活用いただければと思います。
会長	ありがとうございました。事務局、どうぞ。
国保年金課長	先ほど委員からの御質問で、今回、国民健康保険の再委託を行った、簡潔な事由のことについて、補足で少し説明します。資料3-1①、4ページの一番上の®番の所も併せて御確認いただければと思います。国民健康保険制度の改革としまして、今まで、健康保険の保険者としては杉並区が行っていたわけですが、平成30年4月からは東京都も併せて保険者になるという形で、東京都全体で国民健康保険の資格を持つことになることが決まっております。都内の住所の移動の場合には東京都に連絡をするということで、先ほどお話があった、東京都の国保連、東京都国民健康保険団体連合会のほうに資格の管理等の委託をするということです。こちらのほうについては昨年度に答申をいただいていますが、東京都の国保連がオペレーション事務やハウジングのほうで再委託をすることが分かりましたので、今回、再委託の所を再度評価させていただきました。
会長	ほかに御質問はございますか。確かに膨大な資料で、お読みになるのもつら
	いことと思いますが、先ほど説明があったように、点検部会がありましたので、
	そちらのほうで目を通したものが先ほど発表されたところでございます。質問
	がなければ御意見を伺います。
委員	今回の第三者点検は大変な作業だったと思いますが、やっていただいて、本当にありがとうございます。実際に国保のほうについては、広域化によって個人情報が再委託されるところと、広域化の問題点も多々ありますので、今回の諮問については反対とさせていただきます。また、介護のほうについては、条例から法令によって変わった部分というところですが、マイナンバーの扱いの
	拡大につながるというところで、反対とさせていただきます。
会長	ほかに御意見はございませんか。特にないものと認めまして、諮問第 10 号及び諮問第 11 号は決定とさせていただきます。 続きまして、諮問第 106 号及び第 107 号についてです。こちらにつきましては、第 1 回審議会で報告のあった、「平成 29 年度住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムに係る業務のセキュリティ運用計画」に基づくものと認識しますが、補足説明はありますか。

# 諮問第106号、第107号 情報政策課長 概要について説明いたします。諮問第 106 号、第 107 号ですが、平成 29 年 度住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムに 係るセキュリティ評価実施結果の妥当性評価です。資料2の24ページをお開 きください。杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号に 基づきまして、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシ ステム、それぞれのセキュリティ評価実施結果の妥当性評価を審議会に行って いただくために諮問するものです。まず、住民基本台帳ネットワークシステム のセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について、区民課から御説明申し上 げます。 区民課 それでは、諮問第106号、住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュ リティ評価実施結果の妥当性評価について説明します。資料 25 ページの別紙 1を御覧ください。諮問を行う事項は、前回の審議会で実施内容について御意 見をいただいた、住基ネット緊急時対応訓練の実施結果、それと、住基ネット 職員アンケートの結果と結果を受けての対策、この2点になります。 まず、「(1)住基ネット緊急時対応訓練」について説明します。訓練内容につ きましては、2の(1)①に記載してあるとおり、緊急時の対応手順とそれに係 る連絡体制の確認、緊急時対策会議構成員の役割確認、緊急事態を誘発しかね ない事象に対する啓発、の3点について行っております。昨年同様、緊急時対 策会議構成員用と、実際に住基ネットを使用している職員用に内容を分けて、 実施をしております。実施期間と対象につきましては、②の表中に記載してあ るとおりです。 続きまして、「(2)住基ネット職員アンケート」について説明します。アンケ ートの内容につきましては、①に記載してあるとおり、国から示されている「住 民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワーク に関する調査表」の調査項目の中から抽出した内容について、部署や職責など に応じて5種類のアンケートを作成して実施しております。アンケート結果に つきましては、今後、集約が終わりましたら、各部署に対しフィードバックを 行うことで、職員のセキュリティ意識の改善に役立てていきたいと考えており ます。実施期間については②に記載してあるとおりです。 情報政策課長 続きまして、情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ評価実施結 果の妥当性評価についてです。資料 26 ページを御覧ください。妥当性を評価 していただくのは、総務省が定めた「安全管理措置一覧及び自己点検表」に基 づく自己点検の実施結果、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実 施結果、情報提供ネットワークシステム職員アンケートの結果と結果を受けて の対策について、の3点です。 実施概要については下記のとおりになります。まず自己点検は、総務省の定 める点検項目について、区としての統一の判断基準を設け、当該判断基準に基 づきまして、各システム及び共通事項について回答を行うものです。次に、緊 急時対応訓練は、新たに策定した情報セキュリティインシデント対応計画に基

づきまして、インシデントレベルの判定及びCSIRT内及びCISOへの報

	告経路の確認、情報提供NWSによる情報連携を実施する課及び中間サーバー
	コネクタ保守業者への連絡体制の確認を行うものです。情報提供ネットワーク
	システム職員アンケートの結果と結果を受けての対策ですが、情報連携端末の
	操作権を付与された職員に対して実施したアンケート結果を分析し、今後の職
	員等へのセキュリティ教育の見直しに反映するものです。
会長	質問のある方はどうぞ。
委員	議題内容については賛成します。
委員	まず別紙1、25ページのほうから確認したいと思います。そもそも諮問第
	106 号と諮問第 107 号についてのセキュリティ評価実施結果で、私たちは前回、
	結果の細かい資料とかはもらっているのでしょうか。それとも、評価実施結果
	の妥当性評価についての資料は今回配られたものだけですか。ちょっとそこを
	確認していただけますか。
情報政策課長	こちらのセキュリティ評価実施結果の妥当性評価につきましても、先ほどの
	第三者部会と同じように、部会を開催して、部会の先生方にまず見ていただい
	て、妥当性評価をしています。その結果を踏まえて、次回、資料を含めてお配
	りして、御説明申し上げるという形です。今回は諮問させていただいて、次回
	は答申をいただくということになりますので、その際には資料をお配りいたし
	ます。
委員	質問等は次回のときにまたできるのですね。では、一旦質問を取りやめます。
会長	ほかにございますか。なければ、今、説明がありましたように、まず細かく
	適正さを確認すべきと思われますので、「住民基本台帳ネットワークシステ
	ム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」、ここにおいて事前の確認
	を行っていただき、その内容を次回の第5回審議会において、部会のほうから
	の報告として受けまして、その後で答申を考えたいと思います。なお、部会の
	運営については部会長に一任したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。では部会長、何かありますか。
部会長	先ほどの別件と関連するのですが、審議会委員は部会を傍聴できますので、
	日程に関しては事務局のほうで委員に御案内いただいて、必要であれば部会の
	ほうの傍聴をしていただければと思います。この件に関してのものは、余り説
	明はないのですが、先ほどの第三者点検のほうは部会の中で1時間ぐらい説明
	をしていただいていますので、それと同じものをここの審議会に1時間追加で
	説明時間をとるのは余り現実的ではないので、興味のある委員の方は第三者点
	検部会を傍聴していただいて、そのときに区のほうからしていただく説明を聞
	くのが現実的かと思います。ちょっと僭越ですが、別の部会のことです。同様
	に、今日承った部分に関しても、部会のほうを傍聴していただいて、そこで事
	前の説明や審議内容を御確認いただいた上で、次回の審議会に参加していただ
	くのが一番効率的かと思います。もし可能でしたら、事務局から委員のほうに
	開催日程を伝えていただければと思います。
会長	事務局のほうは、よろしいですね。
情報政策課長	今、部会長から御指摘がありましたように、部会のほうはセキュリティに関
HKK水床以	1、中本区は、9両月間は、00万ましたように、中本のほうはといより11に関

	するものなので非公開ですが、委員の先生方については守秘義務がありますの
	で、傍聴できます。1月18日の午後2時から西棟6階の5・6会議室を用い
	て開催の予定でして、関心のある委員の皆様は、いらっしゃれば自由に傍聴で
	きますので、よろしくお願いします。
会長	部会ですが、1月 18 日の午後2時から第5・6会議室で行われますので、
	傍聴御希望の方はお願いします。
	次、諮問第 108 号について、事務局から御説明をお願いします。
	諮問第 108 号
情報システム担当	案件について説明する。
課長	
会長	それでは、ただいまの御説明について、質問がある方はどうぞ。
委員	こういう事業者というのは、今回、国内と国外、関係なく広く募集をかける
	のかということと、あと、例えば、国内、国外の大きなところが主に5社あり
	ますとか、10 社ありますとかを教えていただければ有り難いです。
情報システム担当	今考えている事業者は、国内の事業者を想定しています。国内にデータセン
課長	ターがある場合だけを考えています。現在、データセンターについて、9社に
	対して情報提供を求めていまして、複数の事業者から回答をいただいていま
	す。
会長	ほかに御質問はございますか。
	質問はないものと認めます。では、意見をどうぞ。
	この外部データセンターを使うに当たっての要件として、確実にやっていた
X A	だく必要があるのではないかと思うことは、杉並区のデータに関してのアクセ
	スは杉並区のみができる、というような要件にしていただく必要があると思い
	ます。逆に言うと、クラウドのサービス提供者はデータを見られない状態を作
	るということです。そのための解は暗号化しかありませんので、暗号化をほど
	はるのはあくまでも杉並区だけと。そういった対策を取っていただくことによ
	って、クラウドのベンダー、事業者のほうの管理者のレベルで不正があった場
	合も杉並区のデータが守られることは、これは死守していただくほうがいいと
	思います。
	例えば、ディスクであれば、アプリケーションでいろいろなアクセス制御を
	かけていても、相手方のシステム管理者はディスクを丸ごと持っていくことが
	できてしまいますので、その場合にも、最悪、ディスクを丸ごと全部持ってい
	かれても、杉並区側としての暗号化がかかっていれば、一応、暗号化は解けな
	くはないですが、非常に困難にもなりますので、この部分に関しては、恐らく
	現状では極めて厳しい要求事項になりますが、これに関しては、杉並区として
	は徹底していただくのがいいかと私は思います。逆に、これは事故が起きてし
	まうと、相手方のベンダーからすると、すみませんでしたとしか言いようがな
	くなってしまうので、これに対して、杉並区はすみませんでは済まないので、
	そこを御確認ください。
	プライベートクラウドに関しましても、サーバー装置そのものを1台占有す
	る場合と、現状でしたら仮想技術で、物理的にはサーバーは1台だけれども、

会長	その上に幾つかを出すというような、幾つかの仕切りを作る場合もありますが、そのどちらの場合においても、相手方のクラウドサービスの提供事業者は杉並区のデータを見られないという状態を要件に出していただければと思います。その要求に応えられる事業者が現時点で国内にいるのかは分かっていないので、それがいなかった場合には、また審議としてはもう一度戻していただいて、そこまで高めてしまうとできないのだけれども、次の策はないかというところで、もう1回審議会に戻していただくのがよろしいかと思います。事務局、よろしいですね。ほかに御意見はございますか。ほかに御意見もないようですので、諮問第108号は決定といたします。最後の報告第66号から報告第68号に入ります。まず事務局から御説明していただきます。
報告第 66 号~第 68 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ありがとうございました。御質問のある方はどうぞ。
委員	1点だけ。個人番号を追加するという報告になっているのですが、この収集
<b>事</b> 数已	の方法はどのようにされる予定ですか。
事務局	各業務に、申請等、届出等に合わせて、御本人から収集するという方法を考しまています。
<b></b>	えています。
委員	今回、総務省は、個人として個人番号を出さない場合には記載しなくてもいいとなっているようですが、これは 12 月の最近の通知のようですが、その点
	についてはどのようにされるのでしょうか。
事務局	こちらの表記の2事務ですが、情報照会を行う事務ですので、照会を行うに
予伤问	当たり、番号の紐づけ等を行う必要がありますので、この2事務については照
	会を行うということであれば、どうしても番号を使わざるを得ないことがあり
	ます。
委員	つまり、本人がそれを提出しない場合には職権で行われると理解してよろし
	いわけですか。
事務局	委員のお話のとおりです。
会長	ほかに御質問はございますか。御質問がなければ、御意見のある方はどうぞ。
	御意見もないようですので、報告第66号から報告第68号については了承とい
	たします。ただいま御審議いただいた諮問事項等については、答申をしてまい
	りたいと思いますので、事務局のほうから答申案文の配布をお願いします。
(答申案文の配布)	
会長	今日は諮問案件がかなりありましたので、答申のほうも3枚にわたっており
	ますが、ざっとお読みいただいて、答申がこれでよろしいかどうか、確認させ
	ていただきます。今、お配りした答申案文でよろしいでしょうか。
 (異議なし)	
会長	ありがとうございました。それでは、お配りした答申案のとおり確定いたし
	ます。それでは、答申文を情報・法務担当部長にお渡しすることにいたします。
	(答申文の受領)
会長	本日の審議は以上です。事務局のほうから何かありましたらお願いします。

情報政策課長	事務局のほうから、確定版の会議録と先ほど答申をいただいた国民健康保険
	事務、介護保険事務のPIAに添付されるべき用語集が漏れておりましたの
	で、併せて配布いたします。お受け取りいただければと思います。
	次回の審議会ですが、平成30年2月21日(水)午後2時からを予定していま
	す。場所は西棟の6階の5・6会議室の予定です。どうぞよろしくお願いしま
	す。来年も引き続き、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。
会長	それでは、以上で、平成 29 年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議
	会を終了いたします。本年は皆様方に御協力いただきまして、無事に審議会を
	終了することができたことを心より御礼申し上げます。皆様が良いお年をお迎
	えくださるようお祈り申し上げます。ありがとうございました。